

[事案 2019-339] 契約解除取消請求

・令和3年1月27日 裁定不調

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うつ病により入院したため、平成29年9月に契約した緩和型医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除され、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1) 募集人から、うつ病でも保険に入れると言われた。
- (2) 告知の際、過去1年以内の入院歴等がなければ契約できると伝えられ、告知書の1年以内の入院歴等の質問に対して、事実通りに「ありません」と答えた。

<保険会社の主張>

募集人が、申立人から「うつ病だが入れるか。」との話を受け、引受緩和型である本契約であれば、要件を満たせば加入できることを確認の上、提案したことは事実であるが、告知に当たり、申立人が主張するような発言や質問をした事実はないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の取消しは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、募集を開始する前に、時期は不明ではあるものの、申立人からうつ病の罹患歴がある旨を聞いていたが、告知手続の際に、うつ病に関する会話が一切なかった。
- (2) 本契約は引受緩和型ではあるが、入院歴等の時期をまったく問わずに無条件で加入できるわけでないことは告知事項から見ても当然のことであり、病歴を何も聞かされていないときよりも、申立人に対して、一層慎重に告知するよう助言することが期待された。